



諮詢第405号
環水大土発第1504213号
平成27年4月21日

中央環境審議会会長
浅野直人 殿

環境大臣
望月義夫



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮詢）

標記のうち、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号。以下「告示」という。）について、

- (1) 別紙1の農薬に関し、告示第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- (2) 別紙2の農薬に関し、告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

N—[1, 1-ジメチル-2-(4-イソプロポキシ-o-トリル)-2-オキソエチル]-3-メチルチオフェン-2-カルボキサミド(別名イソフェタミド)

(3*S*, 3*a* *S*, 4*S*, 4*a* *S*, 7*S*, 9*a* *R*, 9*b* *R*, 12*S*)—7, 12-ジヒドロキシ-3-メチル-6-メチレン-2-オキソペルヒドロ-4*a*, 7-メタノ-9*b*, 3-プロペノアズレノ[1, 2-*b*]フラン-4-カルボン酸
又は(3*S*, 3*a* *R*, 4*S*, 4*a* *S*, 6*S*, 8*a* *R*, 8*b* *R*, 11*S*)—6, 11-ジヒドロキシ-3-メチル-12-メチレン-2-オキソ-4*a*, 6-エタノ-3, 8*b*, 1-プロパー-1-エノペルヒドロインデノ[1, 2-*b*]フラン-4-カルボン酸(別名ジベレリンA₃)、(3*S*, 3*a* *R*, 4*S*, 4*a* *R*, 7*R*, 9*a* *R*, 9*b* *R*, 12*S*)—7, 12-ジヒドロキシ-3-メチル-6-メチレン-2-オキソペルヒドロ-4*a*, 7-メタノ-3, 9*b*-プロパノアズレノ[1, 2-*b*]フラン-4-カルボン酸(別名ジベレリンA₁)、(3*S*, 3*a* *R*, 4*S*, 4*a* *R*, 7*R*, 9*a* *R*, 9*b* *R*, 12*S*)—12-ヒドロキシ-3-メチル-6-メチレン-2-オキソペルヒドロ-4*a*, 7-メタノ-9*b*, 3-プロパノアズレノ[1, 2-*b*]フラン-4-カルボン酸(別名ジベレリンA₄)及び(3*S*, 3*a* *R*, 4*S*, 4*a* *R*, 7*R*, 9*a* *R*, 9*b* *R*, 12*S*)—12-ヒドロキシ-3-メチル-6-メチレン-2-オキソペルヒドロ-4*a*, 7-メタノ-9*b*, 3-プロペノアズレノ[1, 2-*b*]フラン-4-カルボン酸(別名ジベレリンA₇)の混合物

ジメチル=4, 4'-o-フェニレンビス(3-チオアロファネート)(別名チオファネートメチル)

(2*RS*, 3*RS*)—1-(4-クロロフェニル)-4, 4-ジメチル-2-(1*H*-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル)ペンタン-3-オール(別名パクロブトラゾール)

2-エチル-3, 7-ジメチル-6-[4-(トリフルオロメトキシ)フェノキシ]-4-キノリル=メチル=カルボナート(別名フロメトキン)

(別紙2)

メチル=スルファニルイルカルバマートナトリウム塩（別名アシュラムナトリウム塩又はアシュラム）

エチル= (R S) - 2 - [4 - (6 - クロロキノキサリン - 2 - イルオキシ) フェノキシ] プロピオナート（別名キザロホップエチル）

2, 2, 2 - トリフルオロエチル= (S) - [2 - メチル - 1 - (p - トルオイルアミノメチル) プロピル] カルバマート（別名トルプロカルブ）

メチル= { 2 - クロロ - 4 - フルオロ - 5 - [5, 6, 7, 8 - テトラヒドロ - 3 - オキソ - 1 H, 3 H - [1, 3, 4] チアジアゾロ [3, 4 - a] ピリダジン - 1 - イリデンアミノ] フェニルチオ } アセタート（別名フルチアセットメチル）

N⁶ - ベンジルアデニン又はN - ベンジル - 1 H - プリン - 6 - アミン（別名ベンジルアデニン又はベンジルアミノプリン）

(R S) - 2 - メトキシ - N - メチル - 2 - [α - (2, 5 - キシリルオキシ) - o - トリル] アセトアミド（別名マンデストロビン）



中環審第841号
平成27年4月21日

中央環境審議会 土壌農薬部会
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会
会長 浅野 直人



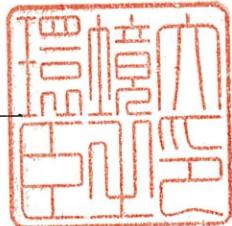
農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について（付議）

平成27年4月21日付け諮問第405号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた
標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壌農薬部会
に付議する。

諮詢第456号
環水大土発第1701041号
平成29年1月4日

中央環境審議会会长
浅野直人 殿

環境大臣
山本公



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮詢）

標記のうち、

- (1) 別紙1の農薬に関し、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- (2) 別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

$N-[3-(1-\text{エチル}-1-\text{メチルプロピル})-1, 2-\text{オキサゾール}-5-\text{イル}]-2$, 6-ジメトキシベンズアミド (別名イソキサベン)

ビス [(*RS*) - 1 - { 2 - [3 - (4-クロロフェニル) プロピル] - 2, 4, 4-トリメチル-1, 3-オキサゾリジン-3-イルカルボニル } イミダゾリウム] = フマラート (別名オキスピコナゾールフマル酸塩)

$N-$ (トリクロロメチルチオ) シクロヘキサー-4-エン-1, 2-ジカルボキシミド (別名キャプタン)

(2*RS*) - 2 - (2, 4-ジクロロフェノキシ) プロピオン酸 (別名ジクロルプロップ)

3, 4-ジヒドロ-2, 4-ジオキソ-1- (ピリミジン-5-イルメチル) - 3 - (α , α , α -トリフルオロ-*m*-トリル) - 2*H*-ピリド [1, 2-*a*] ピリミジン-1-イウム-3-イド (別名トリフルメゾピリム)

$N-$ (3', 4' -ジフルオロビフェニル-2-イル) - 3 - (トリフルオロメチル) ピラジン-2-カルボキサミド (別名ピラジフルミド)

$N-$ (7-フルオロ-3, 4-ジヒドロ-3-オキソ-4-プロパー-2-イニル-2*H*-1, 4-ベンゾキサジン-6-イル) シクロヘキサー-1-エン-1, 2-ジカルボキシミド (別名フルミオキサジン)

(*RS*) - 2-メチル-1-ピリミジン-5-イル-1 - (4-トリフルオロ

メトキシフェニル) プロパンー1-オール (別名フルルプリミドール)

アルミニウム=トリス (エチル=ホスホナート) (別名ホセチルアルミニウム
又はホセチル)

(別紙2)

アンモニウム=N- (ホスホノメチル) グリシナート (別名グリホサートアンモニウム塩) 、イソプロピルアンモニウム=N- (ホスホノメチル) グリシナート (別名グリホサートイソプロピルアミン塩) 、カリウム=N- (ホスホノメチル) グリシナート (別名グリホサートカリウム塩) 、ナトリウム=N- (ホスホノメチル) グリシナート (別名グリホサートナトリウム塩) 、N- (ホスホノメチル) グリシン (別名グリホサート)

2' , 3-ジブロモ-4' -クロロ-1- (3-クロロ-2-ピリジル) -6' - { [(1RS)-1-シクロプロピルエチル] カルバモイル} ピラゾール-5-カルボキサニリド (別名シクラニリプロール)

(RS)-(E)-5-(4-クロロベンジリデン)-2, 2-ジメチル-1-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル) シクロペンタノール (別名トリチコナゾール)

3-(5-tert-ブチル-2-オキサゾール-3-イル)-1, 1-ジメチルウレア (別名イソウロン)

(E)-N-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N-エチル-N'-メチル-2-ニトロビ (別名ニテンピラム)

ブチル= (RS)-2-{4-[5-(トリフルオロメチル)-2-ピリジルオキシ] フェノキシ} プロピオナート (別名フルアジホップブチル又はフルアジホップ) 、ブチル= (R)-2-{4-[5-(トリフルオロメチル)-2-ピリジルオキシ] フェノキシ} プロピオナート (別名フルアジホップPブチル又はフルアジホップP)

(R S) -O-4-ブロモ-2-クロロフェニル=O-エチル=S-プロピル
=ホスホロチオアート (別名プロフェノホス)

(R S) -5-ブロモ-3-sec-ブチル-6-メチルウラシル (別名ブロ
マシル)

(4 R S, 5 R S) -5- (4-クロロフェニル) -N-シクロヘキシル-4
-メチル-2-オキゾ-1, 3-チアゾリジン-3-カルボキサミド (別名ヘ
キシチアゾクス)

中環審第957号
平成29年1月5日

中央環境審議会 土壌農薬部会
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会
会長 浅野 直人



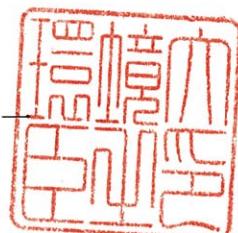
農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について(付議)

平成29年1月4日付け諮問第456号をもって環境大臣より、当審議会に対して
なされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、
土壌農薬部会に付議する。

諮詢第460号
環水大土発第1705092号
平成29年5月9日

中央環境審議会会长
武内和彦殿

環境大臣
山本公



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮詢）

標記のうち、

- (1) 別紙1の農薬に関し、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- (2) 別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

(2, 4-ジクロロフェノキシ) 酢酸イソプロピルアンモニウム (別名 2, 4-Dイソプロピルアミン塩又は2, 4-PAイソプロピルアミン塩)、(2, 4-ジクロロフェノキシ) 酢酸エチル (別名 2, 4-Dエチル又は2, 4-PAエチル)、(2, 4-ジクロロフェノキシ) 酢酸ジメチルアンモニウム (別名 2, 4-Dジメチルアミン又は2, 4-PAジメチルアミン) 及び (2, 4-ジクロロフェノキシ) 酢酸ナトリウム一水化物 (別名 2, 4-Dナトリウム塩一水化物又は2, 4-PAナトリウム塩一水化物)

[メチル (オキソ) {1-[6-(トリフルオロメチル)-3-ピリジル] エチル} -λ⁶-スルファニリデン] シアナミド (別名スルホキサフロル)

4-[(5RS)-5-(3, 5-ジクロロフェニル)-4, 5-ジヒドロ-5-(トリフルオロメチル)-1, 2-オキサゾール-3-イル]-N-[(EZ)- (メトキシイミノ) メチル] -ο-トルアミド (別名フルキサメタミド)

3-(3, 4-ジクロロフェニル)-1-メトキシ-1-メチル尿素 (別名リニユロン)

ドデシルベンゼンスルホン酸ビスエチレンジアミン銅錯塩 (II) (別名DBEDC)

(別紙2)

N—[1, 1—ジメチル-2-(4-イソプロポキシ-o-トリル)-2-オキソエチル]-3-メチルチオフェン-2-カルボキサミド(別名イソフェタミド)

7-オキサビシクロ[2.2.1]ヘプタン-2, 3-ジカルボン酸二カリウム塩(別名エンドタール二カリウム塩)及び7-オキサビシクロ[2.2.1]ヘプタン-2, 3-ジカルボン酸二ナトリウム塩(別名エンドタール二ナトリウム塩)

2-[8-クロロ-3, 4-ジヒドロー-4-(4-メトキシフェニル)-3-オキソキノキサリン-2-イルカルボニル]シクロヘキサン-1, 3-ジオン(別名フェンキノトリオン)

2-エチル-3, 7-ジメチル-6-[4-(トリフルオロメトキシ)フェノキシ]-4-キノリル=メチル=カルボナート(別名フロメトキン)

N-(トリクロロメチルチオ)フタルイミド(別名ホルペット)



中環審第969号
平成29年5月12日

中央環境審議会 土壌農薬部会
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



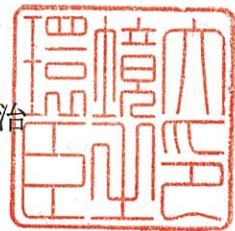
農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について(付議)

平成29年5月9日付け諮問第460号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壌農薬部会に付議する。

諮詢第475号
環水大土発第1801051号
平成30年1月5日

中央環境審議会会长
武内和彦殿

環境大臣
中川雅治



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮詢）

標記のうち、

- (1) 別紙1の農薬に関し、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- (2) 別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

3-en-d-o- [2-プロポキシ-4-(トリフルオロメチル)フェノキシ]-9-[5-(トリフルオロメチル)-2-ピリジルオキシ]-9-アザビシクロ[3.3.1]ノナン(別名アシノナビル)

S-メチル=ベンゾ[1,2,3]チアジアゾール-7-カルボチオアート(別名アシベンゾラルS-メチル)

(E)-N¹-[(6-クロロ-3-ピリジル)メチル]-N²-シアノ-N¹-メチルアセトアミジン(別名アセタミプリド)

(RS)-2-(4-イソプロピル-4-メチル-5-オキソ-2-イミダゾリン-2-イル)キノリン-3-カルボン酸(別名イマザキン)

(2RS,3RS;2RS,3SR)-2-(4-クロロフェニル)-3-シクロプロピル-1-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)ブタン-2-オール(別名シプロコナゾール)

1-(3-クロロ-2-ピリジル)-4'-シアノ-2'-メチル-6'-メチルカルバモイル-3-{[5-(トリフルオロメチル)-2H-テトラゾール-2-イル]メチル}ピラゾール-5-カルボキサニリド(別名テトラニリプロール)

O-2,6-ジクロロ-p-トリル=O, O-ジメチル=ホスホロチオアート(別名トルクロホスマチル)

(R S) - 4 - (4 - クロロフェニル) - 2 - フェニル - 2 - (1H-1, 2,
4 - トリアゾール - 1 -イルメチル) ブチロニトリル (別名フェンブコナゾー
ル)

ナトリウム = 2 - { 2 - クロロ - 3 - [2 - (1, 3 - ジオキソラン - 2 - イ
ル) エトキシ] - 4 - メシリベンゾイル} - 3 - オキソシクロヘキサ - 1 - エ
ン - 1 - オラート (別名ランコトリオンナトリウム塩)

(別紙2)

S-メチル=ベンゾ [1, 2, 3] チアジアゾール-7-カルボチオアート
(別名アシベンゾラルS-メチル)

エチル=3-フェニルカルバモイルオキシカルバニラート (別名デスマディフ
アム)

(S)- α -シアノ-3-フェノキシベンジル= (1R, 3S)-2, 2-ジ
メチル-3-(1, 2, 2-テトラブロモエチル) シクロプロパンカルボ
キシラート (別名トラロメトリン)

5-メチル-1, 2, 4-トリアゾロ [3, 4-b] [1, 3] ベンゾチアゾ
ール (別名トリシクラゾール)

3, 4-ジヒドロ-2, 4-ジオキソ-1-(ピリミジン-5-イルメチル)
-3-(α , α -トリフルオロー-m-トリル)-2H-ピリド [1, 2-
a] ピリミジン-1-イウム-3-イド (別名トリフルメゾピリム)

N-(3, 5-ジクロロフェニル)-1, 2-ジメチルシクロプロパン-1,
2-ジカルボキシミド (別名プロシミドン)

S-1, 2-ビス(エトキシカルボニル)エチル=O, O-ジメチル=ホスホ
ロジチオアート (別名マラチオン又はマラソン)

1, 1-ジメチルピペリジニウム=クロリド (別名メピコートクロリド)



中環審第1010号
平成30年1月9日

中央環境審議会 土壌農薬部会
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について(付議)

平成30年1月5日付け諮問第475号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壌農薬部会に付議する。

諮詢 第 4 8 5 号
環水大土発第1804241号
平成30年4月24日

中央環境審議会会長
武内 和彦 殿

環境大臣
中川 雅治



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮詢）

標記のうち、別紙の農薬に関し、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）
第3号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙)

O , O -ジエチル= O -5-フェニル-1, 2-イソオキサゾール-3-イル
=ホスホロチオアート (別名イソキサチオン)

トリクロロニトロメタン (別名クロルピクリン)

6-クロロ-3- (2-シクロプロピル-6-メチルフェノキシ) ピリダジン
-4-イル=モルホリン-4-カルボキシラート (別名シクロピリモレート)

2-[4- (2, 4-ジクロロベンゾイル) -1, 3-ジメチル-1 H -ピラゾール
-5-イルオキシ] アセトフェノン (別名ピラゾキシフェン)



中環審第1027号
平成30年4月24日

中央環境審議会 土壌農薬部会
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（付議）

平成30年4月24日付け諮問第485号もって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壌農薬部会に付議する。